

受付番号：

記載例  
個人の場合

# 暴力団関係者等ではないことの 陳述書（個人用／法人用）

水戸市長 高橋 靖 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

私は、暴力団員等ではありません。（個人の場合）

当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。（法人の場合）

※ 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

私(当法人)は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

自己の計算において私(当法人)に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。  
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

|   |                                  |   |   |
|---|----------------------------------|---|---|
| 区分番号                                      | 水● - ●●                          | 陳述書作成日  | 令和 ●●年 ●●月 ●●日  |
| 個人<br><input checked="" type="checkbox"/> | 住所                               | 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇<br>水戸市△△町〇〇 - 〇<br>電話番号 〇〇〇(▲▲▲) 〇〇〇〇  |   |
|   | (フリガナ)                           | ミズノ タロウ   |   |
|   | 氏名                               | 水戸 太郎   |   |
| 個人<br><input checked="" type="checkbox"/> | 生年月日                             | <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成<br><input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 ●●年●●月●●日 | 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 |
|   | 法人所在地                            | 〒 -<br>電話番号 ( )   |   |
| 法人<br><input type="checkbox"/>            | (フリガナ)                           |   |   |
|   | 法人名称                             |   |   |
|   | (フリガナ)                           |   |   |
|   | 代表者氏名                            |   |   |
| 役員  | 別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり |   |   |

## 【注意事項】

- 本様式(陳述書)の提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 法人の場合は、陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。